

保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和3年1月13日

大阪税関長 小林一久

記

被許可者の氏名又は名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
ENEOS株式会社 東京都千代田区大手町一丁目1番2号	ENEOS株式会社 和歌山製油所 和歌山県有田市初島町浜1000番地	自 令和3年2月1日 至 令和9年1月31日